

■ファックスネットワークサービス利用規約新旧対比表

下記内容でファックスネットワークサービス利用規約を改定いたします。

	改定前	改定後(2025年10月10日～)
改定内容	第29条(設備の設置・維持管理) 1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備等を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。 2. 本サービス利用のための回線の一端がある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、本サービス用設備を設置する必要がある場合、これに必要な場所は、契約者が提供するものとします。 3. 前項の本サービス用設備に必要な電力は、契約者が提供するものとします。 4. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、下記の事項を遵守するものとします。 (1)本サービス用設備を分解し、もしくは損壊し、または本サービス用設備に線条その他の導体を連絡してはなりません。また、契約者設備等の接続または保守のための必要がある場合に、本サービス用設備を取り外し、移動し、変更することを希望するときには、当社にその旨を事前に連絡していただきます。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときはこの限りではありません。 (2)故意に回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。 (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本サービス用設備に他の機械、付加物品等を取り付けてはなりません。 (4)本サービス用設備を善良な管理者の注意をもって保管しなければなりません。	第29条(設備の設置・維持管理) ※(5)の文言を追加 1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備等を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。 2. 本サービス利用のための回線の一端がある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、本サービス用設備を設置する必要がある場合、これに必要な場所は、契約者が提供するものとします。 3. 前項の本サービス用設備に必要な電力は、契約者が提供するものとします。 4. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、下記の事項を遵守するものとします。 (1)本サービス用設備を分解し、もしくは損壊し、または本サービス用設備に線条その他の導体を連絡してはなりません。また、契約者設備等の接続または保守のための必要がある場合に、本サービス用設備を取り外し、移動し、変更することを希望するときには、当社にその旨を事前に連絡していただきます。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときはこの限りではありません。 (2)故意に回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。 (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本サービス用設備に他の機械、付加物品等を取り付けてはなりません。 (4)本サービス用設備を善良な管理者の注意をもって保管しなければなりません。 (5)本サービスを利用するにあたり、当社が別途ウェブサイト上で定める推奨環境（ウェブブラウザ、OS等を含みます）を遵守しなければなりません。

■ファックスネットワークサービス利用規約新旧対比表

下記内容でファックスネットワークサービス利用規約を改定いたします。

	改定前	改定後(2025年10月10日～)
改定内容	第39 条(免責)の1 1. 本サービスまたは利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。 (1)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力 (2)契約者設備等の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害 (3)本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害 (4)当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入 (5)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受 (6)当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害 (7)本サービス用設備のうち、当社の製造にかからないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS等）およびデータベースに起因して発生した損害 (8)本サービス用設備のうち、当社の製造にかからないハードウェアに起因して発生した損害 (9)当社以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害 (10)刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制処分 (12)その他当社の責に帰すべからざる事由	第39 条(免責)の1 ※(6)の文言を修正、(7)の文言を追加、以下項番を修正 1. 本サービスまたは利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。 (1)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力 (2)契約者設備等の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害 (3)本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害 (4)当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入 (5)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受 (6)当社が定める手順、当社の推奨環境（ウェブブラウザ、OS等を含みます）、セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害 (7)当社が事前に認識していない技術的障害、仕様上の制約、または第三者が提供するソフトウェア、ハードウェア、通信環境等に起因する不具合により、本サービスの一部または全部が正常に動作しない場合 (8)本サービス用設備のうち、当社の製造にかからないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS等）およびデータベースに起因して発生した損害 (9) 本サービス用設備のうち、当社の製造にかからないハードウェアに起因して発生した損害 (10)当社以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害 (11)刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制処分 (12)その他当社の責に帰すべからざる事由